

障 地 第 1059-7 号
平成 30 年 5 月 14 日

教育庁私学課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部
を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて（依頼）

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 30 年 4 月 1 日から施行さ
れたところですが、居宅訪問型児童発達支援の創設及び保育所等訪問支援の対象拡大に
ついて、改めて周知徹底のため厚生労働省より通知がありました。

つきましては、内容をご確認いただき、貴職管内の関係機関（幼稚園、小学校等）に
も周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、関係機関からのお問い合わせに関しましては、福祉部障がい福祉室地域生活
支援課で承りますので、下記のお問い合わせ先を、関係機関への通知にも記載してくだ
さいますよう、よろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》

大阪府 福祉部 障がい福祉室

地域生活支援課 発達障がい児者支援グループ

電 話：06-6941-0351（内線 6689）

ファクシミリ：06-6944-2237